

東北工業大学 F D 委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北工業大学 F D 委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、東北工業大学（以下「本学」という。）における F D 活動を組織的に行い、もって本学の諸活動を向上させることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における「F D」とは、本学に所属する個々の教員が本学における種々の義務（教育・研究・学内活動・社会貢献等）を達成するために必要な専門的能力を維持し、改善するためのあらゆる方策や活動をいう。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) F D の企画、立案に関すること
- (2) F D に関する提言及び指導・助言を行うこと
- (3) F D に関する調査、資料収集及び分析を行うこと
- (4) F D に関する講演会、研修会等を企画し、実施すること
- (5) その他 F D に関すること

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 研究科長
 - (3) 学部長
 - (4) 学科長
 - (5) 共通教育センター長及び教職課程センター長
 - (6) 附属図書館長及び附属工場長
 - (7) ウェルネスセンター長、地域連携センター長、eラーニングセンター長及び情報センター長
 - (8) 入試委員長、教務委員長、学生委員長、就職委員長及び広報委員長
 - (9) 大学院専攻長
 - (10) 大学事務局長
 - (11) その他学長が必要と認める者 若干名
- 2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、F D に関する専門的事項を調査・検討するため、F D 企画部会を置くことができる。F D 企画部会に関する事項は、別に定める。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、重任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育研究担当の副学長を、副委員長は将来構想・広報担当の副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれに当たる。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない

(事務局)

第9条 委員会に関する事務は、教務学生課が担当する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年10月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。